

令和6年 多賀町議会9月第3回定例会再開会議録

令和6年9月27日（金） 午後1時50分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻	君	6番	川岸	真喜	君
2番	一之瀬	浩治	君	7番	富永	勉	君
3番	大谷	重温	君	8番	山口	久男	君
4番	近藤	勇	君	9番	神細工	宗宏	君
5番	木下	茂樹	君	10番	菅森	照雄	君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町長	久保	久良	君	福祉保健課長	林	優子	君
教育長	山中	健一	君	産業環境課長	野村	博	君
会計管理者	岡田	伊久人	君	地域整備課長	飯尾	俊一	君
企画課長	藤本	一之	君	学校教育課長	伊東	瑞江	君
総務課長	本多	正浩	君	教育総務課長	谷川	嘉崇	君
税務住民課長	小菅	俊二	君	生涯学習課長	竹田	幸司	君

◎議会事務局

事務局 長 大岡 まゆみ 書記 渡邊 美和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第63号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について
（予算特別委員長報告）

日程第3 認定第68号 令和5年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算特別委員長報告）

日程第4 認定第69号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（総務常任委員長報告）

- | | | |
|-------|---|--|
| 日程第5 | 認定第70号 | 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(総務常任委員長報告) |
| 日程第6 | 認定第71号 | 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(総務常任委員長報告) |
| 日程第7 | 認定第76号 | 令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について
(産業建設常任委員長報告) |
| 日程第8 | 認定第77号 | 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(産業建設常任委員長報告) |
| 日程第9 | 認定第78号 | 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和5年度決算の認定について
(産業建設常任委員長報告) |
| 日程第10 | 認定第79号 | 令和5年度多賀町下水道事業会計決算の認定について
(産業建設常任委員長報告) |
| 日程第11 | 議案第80号 | 令和6年度多賀町一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程第12 | 議員派遣の件について | |
| 日程第13 | 委員会の閉会中の継続調査について
(総務常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会広報常任委員会)
(議会運営委員会)
(議会改革特別委員会) | |

(開会 午後 1時50分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和6年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(菅森照雄君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和6年9月第3回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、9月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は9月3日に開会し、本日までの25日間には、本会議をはじめ、一般質問や各委員会における審議、また令和5年度の決算審査など、提出をさせていただきました議案につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

各委員会に付託をされました議案および本日追加議案として提出をさせていただきました一般会計補正予算につきまして、円滑かつ適切にご決議賜りますようよろしくお願いいたします。議会再開の挨拶とさせていただきます。

(開議 午後 1時53分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2 議案第63号から日程第10 認定第79号までを一括議題とし、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

4番、近藤勇総務常任委員長。

〔総務常任委員長 近藤勇君 登壇〕

○総務常任委員長（近藤勇君） ただいま議長の方から令和6年9月第3回定例会において総務常任委員会に付託された審査案件3件の審査結果の報告についてということでご指名を頂きました。ただいまから報告をさせていただきます。

ただいま申しましたように、令和6年9月第3回定例会におきまして総務常任委員会に付託されました認定案3件でございます。その審査結果につきまして、会議規則第77条の規定に基づきまして、次のとおり報告をさせていただきます。

総務常任委員会、9月11日の午前9時から委員全員と執行者側より町長、会計管理者、税務住民課長、同係長ならびに福祉保健課長、同係長の出席を求め委員会を開催いたしました。

まず初めに、税務住民課に関する事項として、「認定第69号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ならびに「認定第71号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を審査いたしました。

税務住民課長から、令和5年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出予算総額8億8,220万3,000円に対し、歳入決算額は9億1,796万3,676円、歳出決算額は8億6,525万1,900円で、歳入歳出差引残額は5,271万1,776円となった。

また、歳入の主なものは、国民健康保険税で約1億3,553万円、国庫支出金は出産育児一時金臨時補助金約2万円と、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた周知・広報事業補助金約2万円、県支出金は特定健康診査等負担金を含め約6億2,913万円、一般会計からの繰入金は主に保険基盤安定繰入金と事務費繰入金で約6,386万円を受け入れた。

歳出の主なものは、総務費が2,044万円、保険給付費は約6億645万円、国民健康保険事業費納付金は約2億1,108万円、保健事業費は約1,531万円、諸支出金は約1,198万円を支出した。また、国民健康保険の平均世帯数は941世帯、平均被保険者数は1,452人、医療費は1人当たり46万8,731円、健診受診者は集団健診が360人、個別健診が72人、人間ドック受診者124人となった。あわせて、ジェネリック医薬品の使用率は78%となっている旨の説明がありました。

その後、引き続き、委員から、保険給付費等交付金の中で、保険者努力支援金分、特別調整交付金分とはどのようなものかの問いに、保険者努力支援金分とは収納率向上、ジェネリック医薬品の向上への取組、マイナンバーカードと保険証の一体化への取組、特定健診・歯科検診受診率向上の取組の努力分に対して交付されるもので、特別調整交付金分は、これらの事業に関する費用に対し交付されるものと答弁がありました。

委員から、歳入科目に退職者分とあるが、令和2年度以降該当者なしではないのかの

問いに、平成26年度末をもって廃止となった制度です。以前の加入者で保険料を分納している方がいるため、歳入科目として残っていますと答弁がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了、その後、採決に入り、全員賛成で「認定第69号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものとするに決定をいたしました。

次に、税務住民課から、令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出予算総額は1億2,117万2,000円に対し、歳入決算額は1億2,179万5,626円、歳出決算額は1億2,004万5,230円で、歳入歳出差引175万396円となった。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が約9,000万円、一般会計からの繰入金約3,019万円、ならびに前年度繰越金155万円を受け入れた。

歳出は、総務費約662万円、後期高齢者医療広域連合納付金約1億1,342万円を支出した。また、後期高齢者医療の平均被保険者数は1,381人、医療費は1人当たり82万6,937円となっている旨の説明がありました。

委員から、被保険者1,381人のうち65歳から70歳で障がいを持っている方が3人と説明があったが、どの程度の障がいなのかの問いに、国民年金の障害年金1級・2級、身体障害者手帳の1から3級および4級の一部、療養手帳重度でA1・A2、精神障害者保健福祉手帳の1・2級の方が該当しますと答弁がありました。

委員から、後期高齢者医療に入ると医療費の負担が軽くなるので後期高齢者医療に入る人がいると聞いたがとの問いに、保険者によって保険料の設定が違うので、有利なほうに入られると答弁がありました。

委員から、他の保険の人もいるというのであれば、3人ということではないと思うがの問いに、障がい者が3人ということではなく、一定の障がいをお持ちで後期高齢者医療に加入されている方が3人ということだと答弁がありました。

委員から、本人が選択できると説明があったが、被用者保険の加入者は被用者保険が優先することから、国保加入者が該当するのではないかととの問いに、そのとおりだと答弁がありました。

委員から、被保険者1,381人のうち保険料を年金から控除されている方は何%ぐらいかの問いに、特別徴収は約85%、残りの方は普通徴収で口座振替や納付書で納付されている方が約15%となっていますと答弁がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了、その後、採決に入り、全員賛成で「認定第71号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものにするに決定しました。

次に、福祉保健課に関する事項として、「認定第70号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」審査しました。

福祉保健課長から、歳入歳出予算は8億8,489万5,000円に対し、歳入決算額

は8億8,864万6,390円、歳出決算額は8億7,049万7,039円で、歳入歳出差引残額は1,814万9,351円となった。

歳入の主なものは、介護保険料2,438人分で収納率99.96%の約1億8,100万円、国庫支出金は約1億9,700万円、支払基金交付金が約2億900万円、県支出金が約1億2,400万円、繰入金約1億3,000万円、ならびに前年度繰越金約4,700万円となった。

歳出の主なものは、総務費約1,500万円、介護給付費約7億7,400万円、地域支援事業費約4,500万円、基金の積立金が約1,000万円となっている旨説明がありました。

委員から、先日、清流の里で7人、ハートフルセンターで5名の待機があると聞いたが、状況はどうかの問いに、申込みのあった時点での要介護度や在宅サービスの利用状況で優先度を決定している。また、毎月施設ごとに会議を開催し、順番を決定していると聞いている。他の施設や病院に行かれるか、お亡くなりになった場合など、空きが出れば待機者が入所することになるが、最近では回転が早いと聞いていますと答弁がありました。

委員から、地域支援事業費の項で、年度途中で補正額28万円、年度末不用額が372万円とあるが、その理由はとの問いに、補正額は人事院勧告に伴う会計任用職員の報酬等の補正で、不用額については、いきいき教室に通う方が想定より少なかったことなど、各項目の積み上げとなっていると答弁がありました。

委員から、繰入金は法定の金額かの問いに、項目ごとに法定で率が定められているとの答弁がありました。

委員から、基金への積立金約1,000万円と繰越金の関係についての問いに、繰越金については、介護給付費に関し国・県から概算で年間分を負担いただくもので、介護給付費が少なくなれば返還することとなる。その残額から基金へ積み立てることは可能である旨答弁がありました。

委員から、再度待機者について問うが、重複して施設の申込みをしている方がいるのではないかの問いに、数年前は100人単位で待機者がいるという問題となり、県の指導の下、各施設で調査したところ、今現在20人程度となっている。また、清流の里で7人、ハートフルセンターで5名との質問の人数については、多賀町の方であり、町外を含むと入所待機者は清流の里で23名、ハートフルセンターで62名となっているとの答弁がありました。

委員から、各教室を開催されているが、どのぐらいの周知をすると響いてくるのかの問いに、65歳以上でチェックリストの項目で該当する400人程度の方に案内をしている。しかし、自主的に申込みがある方は二、三人程度となっていますとの答弁がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了、その後、採決に入り、全

員賛成で「認定第70号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものとすることに決定をいたしました。

以上をもちまして、令和6年9月第3回定例会において総務常任委員会に付託されました全ての調査は終了しましたので、結果報告といたします。

○議長（菅森照雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

8番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 産業建設常任委員会に付託されました審査結果を、会議規則の規定により報告いたします。

9月12日、委員全員と議長、執行者側より町長、担当課長、課長補佐および担当者の出席を求め、9月3日の本会議において付託されました「認定第76号 令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」、「認定第77号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「認定第78号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和5年度決算の認定について」、「認定第79号 令和5年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の4議案についてそれぞれ説明を受け、審査を行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

まず、「認定第76号 令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。歳入歳出予算総額は654万8,000円で、歳入決算額は619万4,972円、歳出決算額は619万3,972円で、歳入歳出差引残額は1,000円となりました。財産収入は、基金利子2万5,000円、基金からの繰入金は566万9,000円です。前年度からの繰越金は50万1,000円です。

次に、歳出について、総務費の619万4,000円は、びわ湖東部中核工業団地内の道路の草刈りおよび樹木剪定作業の委託料です。令和5年度現在高は3億2,483万3,804円であります。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

除草の回数を増やす考えはないのかとの質疑に対し、びわ湖東部中核工業団地進出企業連合会の方からいくつか要望を受けておりますし、また、「町長への手紙」でハナミズキが昔のような景観の方が保たれていないというようなお話も伺っておりますので、除草の回数も含め、必要であれば考えさせていただきたいとの答弁がありました。

除草作業、樹木剪定作業の時期についての質疑に対し、歩道植栽緑地分は6月と9月、12月、遊歩道除草は6月と11月、四手道の除草は7月と12月、四手公園下の調整地付近は7月と12月、街路樹の剪定は3月ですとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行い、全員賛成で認定することに決まら

た。

次に、「認定第77号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」です。歳入歳出予算総額は7,505万円で、歳入決算額は6,903万3,542円、歳出決算額は5,637万2,544円で、歳入歳出差引残額は1,266万3,288円となりました。令和6年度3月末現在で処理区域人口は408人で、人口普及率は5.5%、水洗化人口は310人で、水洗化率は76%となりました。

次に、歳入についてです。県から高度処理維持管理事業補助金51万9,000円や農山漁村地域整備交付金284万7,000円、また一般会計から5,082万9,000円を繰り入れ、農業集落排水使用料として464万5,000円の収入となりました。

歳出についてです。総務費587万6,000円は、主に職員の人件費です。事業費は、施設の維持管理費、処理施設の点検費用などに2,154万3,000円の支出です。公債費は、元金2,267万8,000円と利子627万3,000円の計2,895万1,000円を償還した。地方債は、令和5年度決算末現在高は2億9,627万2,822円です。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

農山漁村地域整備交付金は、これは国と県の補助率はどうなのかとの質疑に対し、国が50%で県が10%です。国と県合わせて60%の補助となっていますとの答弁がありました。

農業集落排水事業のそれぞれの人口と水洗化率はどうなっていますかとの質疑に対し、令和6年の3月末現在で、萱原処理区は供用開始区域内人口156人のうち使用開始が118人、水洗化率は75.64%です。佐目処理区は3集落で構成し、佐目が供用開始区域内人口158人のうち使用開始が106人、南後谷が供用開始区域内52人のうち使用開始が49人、霜ヶ原が供用開始区域内人口42人のうち使用開始が37人で、全体で252人のうち192人供用となっています。3集落で76.2%の水洗化率になりますとの答弁がありました。

工事請負不用額は618万円についての質疑に対し、地方公営企業法が適用されたことで、3月31日までで決算を閉鎖しました。企業会計に移行することで、3月31日時点で打切り決算という形を取っています。本来、特別会計等は出納整理期間が5月末までであるので、4月、5月の支払いについても決算に計上できるのですが、今回、移行に当たって打切り決算という形を選択しているため、実際には3月までに工事は完了しましたが、支払いが4月になるのは決算書の書面上、不用額として記載されています。実際は3月に終わった工事費用618万円は4月以降に支払っています。今回については、3月31日打切り決算として、不用額として金額が明記されていますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、討論はなく、「認定第77号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行い、全員賛成で認定すべきものと決し

ました。

次に、「認定第78号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和5年度決算の認定について」です。水道事業収益は3億9,781万4,000円で前年度に対し802万5,000円の減となり、水道事業費用は3億105万4,000円で、前年度に対し3,041万6,000円の減となりました。

資本的収入は5,363万9,000円で、前年度に対し1,659万1,000円の増となり、資本的支出は2億2,330万5,000円で、前年度に対し5,963万8,000円の増となりました。なお、資本的支出に対する不足額1億6,966万7,000円は、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんしました。当年度純利益は8,811万円となりました。

収益的収支（税抜き）についてです。給水収益では、上水道使用料が2億4,590万6,000円となり、前年度に対し57万7,000円の減となりました。他会計補助金では、企業債の償還に充当するため、一般会計から7,597万8,000円を繰り入れ、長期前受金戻入では、繰延収益を収益化した額3,749万8,000円の計上となっております。

次に、収益的支出（税抜き）についてです。原水および浄水費では、浄水処理設備等の保守点検や原水水質検査、取水および送水ポンプの動力費など、各施設を安定して稼働させるため4,547万1,000円の支出となり、前年度に対し1,184万1,000円の減となりました。減価償却費では、建物、構築物、機械および装置などの固定資産減価償却費が1億6,397万3,000円となり、前年度に対し303万2,000円の減となりました。

次に、資本的収支についてです。資本的収入の主なものとして、企業債では配水管の布設替事業等に充当するため4,000万円の借入れがありました。

資本的支出として、水道改良費では、舗装本復旧工事および檜崎地区配水管布設替工事や多賀地区配水管移設工事など全10件の工事請負費のほか、次年度の工事予定箇所に対する設計業務への委託料など合わせて1億620万7,000円を支出し、前年度に対し5,674万4,000円の増となりました。企業債償還金では、施設整備等で借入れしたものを合わせ1億1,709万9,000円の元金償還を行い、新たに4,000万円を借り入れた結果、令和5年度末残高は25億3,717万6,341円となりました。

未処分利益剰余金の処分についてです。未処分利益剰余金は16億7,931万9,017円となり、このうち建設改良積立金へ5,000万円を処分し、繰越利益剰余金を16億2,931万9,017円とするものであります。

次に、以下、質疑の主なものを申し上げます。

上水道水質検査について、全国で水道水から高い数値のPFAS、いわゆる有機フッ素化合物が検出された自治体がある。多賀町では検査されているのか、検出されていない

いのかとの質疑に対し、PFASにつきましては、昨年度まで検査はしていなかったが、今年度より検査をしており、今のところ6月と7月に検査をしました。7月については、全ての浄水場について検査をさせていただきましたが、検出されなかったという報告を受けているとの答弁がありました。

検査結果の公表はされているのかとの質疑に対し、2回の検査結果は多賀町のホームページに公表していますとの答弁がありました。

今後は継続的に検査されるのかとの質疑に対し、年4回検査を実施する予定です。7月の検査については、滋賀県から全ての浄水場を一斉に検査するようにと依頼があったため実施をしましたとの答弁がありました。

次に、配水管更新工事について、令和6年度は何か所かとの質疑に対し、令和6年度は多賀地区、猿木地区のそれぞれ1か所、配水管の更新工事をさせていただく予定をしておりますとの答弁がありました。

残りはどうなのかとの質疑に対し、現在20%ほどが更新率です。配水管だけでなく、導水管や送水管も今後更新していく必要がありますとの答弁がありました。

内部留保資金の状況についての質疑に対し、利益剰余金については、減債積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせて5億5,900万円ほどになっています。キャッシュフロー計算書については、3月末時点で7億5,914万1,000円になっていますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、討論はなく、「認定第78号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和5年度決算の認定について」採決を行い、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、「認定第79号 令和5年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」です。

収益的収入の下水道事業収益は4億2,049万6,000円で、前年度に対し1,519万5,000円の増となり、収益的支出の下水道事業費用は4億1,174万円で、前年度に対し1,955万2,000円の増となりました。

資本的収入は1億4,061万3,000円で、前年度に対し742万1,000円の増となり、資本的支出は2億5,856万9,000円で、前年度に対し471万1,000円の増となりました。資本的支出に対する不足額1億1,795万6,000円は、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをした。当年度純利益は727万3,000円となりました。

収益的収支（税抜き）について、収益的収入の下水道使用料では2億7,225万4,000円となり、前年度に対し2,389万5,000円の増となりました。他会計補助金では、収益的支出に係る一般会計から繰入金が2,600万円となり、前年度に対して1,500万円の減となりました。長期前受金戻入については、繰延収益の収益化として8,627万3,000円を収益計上となっています。

次に、収益的支出（税抜き）についてです。下水道事業費用として、下水道管渠およ

びマンホールポンプに係る維持管理費用として2,611万5,000円を支出し、前年度に対し486万9,000円の増となりました。流域下水道維持管理負担金では、汚水処理に係る負担金として、一般排水61.6円、特定排水69.1円を1立米当たり単価とし1億999万5,000円を支出し、前年度に対し1,299万6,000円の増となりました。次に、減価償却費では、有形固定資産1億8,482万円、無形固定資産2,170万6,000円を費用化しました。

次に、資本的収入についてです。企業債は、中川原地区雨水排水整備事業等に係る企業債、流域下水道建設費負担金に係る企業債、資本費平準化債の合計で8,020万円を新たに借入れを行っています。他会計出資金は、資本的支出に対する繰入金として4,685万9,000円を一般会計から繰入れとなっています。

次に、資本的支出についてです。管渠整備事業は、管渠設計委託料および中川原地区雨水排水整備等に対する工事請負費1,686万1,000円を支出しました。流域下水道建設費負担金は、前年度に対し43万3,000円増の1,299万7,000円を支出しました。企業債償還金では2億2,828万1,000円の元金償還を行い、期末残高20億1,033万7,128円となりました。

未処分利益剰余金の処分についてです。令和5年度の純利益を積み増し、未処分利益剰余金は3,625万6,942円となり、現在減債積立金へ100万円を積み立てて、繰越利益剰余金を3,525万6,942円とするものです。

次に、以下、質疑の主なものを申し上げます。

無形固定資産原価売却費の施設利用権についての質疑に対し、資本的支出において、流域下水道建設費負担金を負担しており、これが無形固定資産として減価償却費に充てられるものになっていますとの答弁がありました。

流域下水道維持管理負担金で1,996万円の増加となっていることについての質疑に対し、一般排水は1立米当たり61.6円で、特定排水は69.1円の単価となっている。排水量が増えたことにより負担金が増加しました。昨年度に比べ増えた要因は、一般排水は減っているが特定排水が増えたことと、不明水があり、排水量と不明水の増加で維持管理負担金も実際増えていますとの答弁がありました。

特定排水の割合はどれくらいかの質疑に対し、一般排水と企業からの排水である特定排水の割合は約60%弱となっていますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、討論はなく、「認定第79号 令和5年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」採決を行い、全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

4番、近藤勇予算特別委員長。

〔予算特別委員長 近藤勇君 登壇〕

○予算特別委員長（近藤勇君） それでは、令和6年9月第3回定例会において予算特別

委員会に付託されました議案の審査結果について、報告をいたします。

ただいま申しましたように、令和6年9月第3回定例会において予算特別委員会に付託された「議案第63号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」の審査結果について、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告をいたします。

9月13日午前9時より委員全員と、執行者側より町長、会計管理者、総務課長、税務住民課長、福祉保健課長、産業環境課長、地域整備課長、教育長、教育総務課長、生涯学習課長ならびに関係各課職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず初めに、総務課長から今回の補正予算に関する総括説明がありました。

補正予算は、新たな行政需要に対応するとともに、各所管における事業の進捗を踏まえ予算を調整したものであり、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ9,864万6,000円を追加し、歳入歳出58億1,255万4,000円とするものである。債務負担行為の補正は、アケボノゾウ化石多賀標本保存活用計画策定支援業務について、単年度事業から2か年計画となり506万円の補正となった。地方債の補正は、多賀小学校の校舎増築事業に1,750万円を増額し7,650万円に、南後谷急傾斜地崩壊対策事業に1,500万円を追加し、1,950万円の限度額に増額するものである。臨時財政対策債については、額の確定により125万7,000円減額し、限度額を1,374万3,000円とし、それぞれ借入限度額を変更するものである。

歳入について説明すると、町税においては、固定資産税、償却資産税で当初予算の見込みを上回り、5,357万5,000円を追加するものである。地方特例交付金は、定額減税の実施に伴い交付額が増額したことから2,265万9,000円を追加するものである。地方交付税は、固定資産税の増額を要因として普通交付税が確定し13億9,669万1,000円となり、5,330万9,000円を減額するものである。国庫支出金では、児童手当制度の改正に伴う追加、多賀小学校の増築に伴う国庫金の調整、地方創生臨時交付金として、定額減税給付金事業分の総額4,077万1,000円を追加するものである。県支出金は、国スポで多賀町がデモンストレーションスポーツであるモルックの推進を図るための補助金を含め69万円を追加するものである。雑入では、消防団員が退職報酬分301万5,000円を受けるものである。町債では3,124万3,000円を追加するものである。

次に、歳出では、総務費で、定額減税給付金事業に係る経費として2,011万3,000円を追加する。民生費では、児童手当の高校生世代までの制度拡充に伴う追加2,601万円、保育園・こども園費で早朝・延長保育に係る保育補助業務委託料の追加、私立保育園の食糧物価高騰対策補助金等保育所関係で189万6,000円を追加し、合わせて2,880万8,000円を追加するものである。衛生費では、秋の粗大ごみ処理費用として950万円、樋田・大杉地区の2か所における合併処理浄化槽の設置補助金として200万円、合わせて1,150万円を追加する。農林水産費では、そばの作付面積が増えたことによる環境保全型農業直接支払交付金25万円、高取山ふれあい公

園施設改修費や林道維持補修費191万7,000円、合わせて216万7,000円を追加する。商工費では、多賀大社周辺の観光客誘導用看板費9万3,000円を追加する。土木費では、町道小森池線、町道四手多賀北線の補修工事費および町内通学路の安全対策工事費、また、南後谷地区の急傾斜地崩壊対策工事費として合計2,180万円を追加するものである。消防費では、消防団員退職報償金5名分301万5,000円を追加するものである。教育費では、令和7年度多賀小学校の教室数の増加、児童数の増加に伴う各備品や教材費や多賀小学校のトイレの洋式化に向けた設計費997万4,000円、多賀中学校の体育館放送設備更新費48万7,000円、保健体育費では、国スポに向けたモルック推進費で48万円、文化財調査補助員の費用20万7,000円、教育費合計1,114万8,000円を追加するものであると説明がありました。

引き続き、課別に課長および担当者から詳細説明があり、質疑に入りました。

総務課関係は、委員から、固定資産税、償却資産が増額補正、地方交付税が減額補正となっているが、普通交付税の減額ということで良いのかとの問いに、そのとおりですと答弁がありました。

委員から、償却資産が増えたということは企業の設備投資が増えたということでの問いに、そのとおりですと答弁がありました。

委員から、消防団員の退職で1つの班から5名が退職となること自体、問題となるのではないかの問いに、引き止めはしたが、退職の意思が固く、今回のような事態となった。今後は団とも相談をさせていただきたい旨、答弁がありました。

委員から、基準財政需要額についていろいろあるが、多賀町の特殊性等は考慮されているのかとの問いに、公債費以外は全て補正係数が適用されていると答弁がありました。

これをもって総務課に関する質疑は終了いたしました。

次に、税務住民課関係でございます。

委員から、定額減税補足給付金の調整給付に係る算定ツールのシステム改修の時期は、今回の補正の時期で適正であったのかの問いに、提供された時期が8月上旬であったので、今回最速で事業が進められたとっていると答弁がありました。

委員から、該当者1,500人程度に10月31日提出期限で送付したとのことであるが、どの程度回収できているのかの問いに、対象者1,463人に8月19日に通知した。9月9日現在729人、約49.8%に支給決定通知書を送付し、支給額は3,336万円となっていると答弁がありました。

委員から、書類不備があると説明があったが、どのようなものかの問いに、本人の書名欄未記入、本人確認書類の添付漏れ、口座情報の添付漏れ等がありますと答弁がありました。

委員から、窓口相談の方がいいのか、また、提出期限は10月31日ですねとの問いに、窓口にお越しいただくと必要書類等の確認ができますので、書類不備はなくなります。提出期限は10月31日です。あわせて、本日現在で二、三百件程度は受け付

けていますと答弁がありました。

これをもって税務住民課に関する質疑は終了いたしました。

次に、福祉保健課関係です。

委員から、児童手当で今まで所得制限があったが、いくら制限で何世帯あったのかの問いに、子どもの数にもよりますが、おおむね1,000万円です。世帯数は14世帯となっていますとの答弁がありました。

委員から、県の事業にはなるが、児童扶養手当の受給者数は把握しているのかの問いに、児童扶養手当の認定者数は51名ですとの答弁がありました。

これをもって福祉保健課に関する質疑は終了しました。

続きまして、産業環境課関係です。

委員から、粗大ごみの処理量についての問いに、過去5年間の重量平均から春の粗大ごみの処理量を引いて、資源ごみが2万7,130kg、非資源ごみが104台となっていますと答弁がありました。

委員から、この処理費用はの問いに、資源ごみが80万6,000円、非資源ごみが869万4,000円となっていますと答弁がありました。

委員から、資源ごみの中にアルミ缶が入っているのかの問いに、粗大ごみのときにはアルミ缶は入っていませんが、月1回の資源回収のときに回収している。また、少額ではあるが、回収業者から歳入を受け入れていると答弁がありました。

委員から、環境保全型農業直接支払交付金とあるが、この財源は町費かの問いに、多賀の特産品であるそばについては、環境直接支払交付金の国制度はあるが、要件が厳しく対象とならないので、数年前に見直しをされた。このときに町単事業として制度化されたと答弁がありました。

委員から、高取山のバンガローに枯木がかかっているので伐採をするということであるが、ふだんからの安全面の管理はの問いに、現場から申出により対応することとしているが、大滝山林組合に確認したところ、今までから町に要望しているが、対応してもらえなかった。バンガローだけでなく遊歩道も含め、安全対策を取っていくと答弁がありました。

委員から、多賀大社への観光に関する看板について、看板の内容を考えてほしいとの問いに、地域の方、観光協会、多賀大社等々と協議し、観光客の心象を傷つけなくて済むような内容となるよう慎重に考えていくと答弁がありました。

委員から、林業事業で確認するが、4か所の写真が添付されている。この工事請負費の補正かとの問いに、当初の予算で林道維持補修工事等を実施しており、残額が50万円程度となった。この写真4か所のほかにも数か所で路線上の土よけ等もあり、総額で120万円が必要となり、これに伴う補正であると答弁がありました。

これをもって産業環境課に関する質疑は終了しました。

次に、地域整備課でございます。

委員から、町道佐目南後谷線の急傾斜地崩壊対策工事について、いつ頃着工し、完了予定はいつ頃かの問いに、補正が認められれば至急契約等に向けて作業をする。また、3月中には完了したいと考えている、今年度内には終わりたいと考えていると答弁がありました。

委員から、大滝里づくりが空き家2軒を改修し、その家に合併浄化槽8人から10人槽を設置するというのですが、何を基準にするのかの問いに、大滝里づくりからの申請によって審査しましたと答弁がありました。

これをもって地域整備課に関する質疑は終了します。

教育委員会関係です。

委員から、早朝・延長保育児童の増加に伴いシルバー人材センターの委託料を増やすということですが、現在何名で、何名増えるのかの問いに、ささゆり保育園は早朝が62人、延長が121人、大滝たきのみやこども園は早朝が30人、延長が30人、久徳うぐいすこども園は早朝が21人、延長が14人となっています。シルバー人材センターからは基本的に1名です。できるだけ保育士で対応していると答弁がありました。

委員から、文化財調査補助員の雇用についての問いに、遺跡について、県で遺跡地図が策定されており、その中で、今回個人住宅を建築されることから確認調査をしたところ、遺跡が見つかり発掘調査に至ったと答弁がありました。

委員から、保健体育費備品購入費とあるが、何をどこに設置するのかの問いに、扇風機を10台程度購入し、多賀町B&G海洋センターのトレーニングルームや滝の宮スポーツ公園体育館等に配置したいと考えていると答弁がありました。

委員から、多賀小学校に隣接する学童への送迎車のスピードが速く、地元自治会からクレームが来ています。ゾーン30の表示がありますが、その表示が消えかかっています。この対応についての問いに、7月末に開催された通学路の安全点検に関する会議の中で議題にもなっていることから、早急に対応するとともに、保護者対応として、定期的に文書やメールで配信等周知していると答弁がありました。

委員から、多賀中学校のアンプが故障した。補正予算で対応したいとしているが、授業等に支障は出ていないのかの問いに、代替機を入れているので授業等には支障は出ていないが、早急に対応したいと答弁がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了、その後、採決に入り、全員賛成で「議案第63号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定をいたしました。

以上で、令和6年9月第3回定例会において予算特別委員会に付託されました調査は終了しましたので、結果報告といたします。

○議長（菅森照雄君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。

8番、山口久男決算特別委員長。

〔決算特別委員長 山口久男君 登壇〕

○決算特別委員長（山口久男君） 決算特別委員会に付託されました「認定第68号 令和5年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」、審査結果を、会議規則の規定により、次のとおり報告いたします。

決算特別委員会は、9月6日、10日の両日にわたり、委員全員と議長、執行者側より町長、教育長、会計管理者、各担当課長、課長補佐および担当係長、主査の出席を求め、9月3日の本会議において付託されました「認定第68号 令和5年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」審査を行いました。

各課に関する事項について決算の説明を受け、所管ごとに逐条審査を行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

令和5年度一般会計予算総額は65億4,272万4,000円で、歳入決算額は65億1,527万7,791円となり、前年度に比較して1億2,981万円の増、歳出決算額は61億9,572万572円となり、前年度より5億1,924万円の増となりました。歳入歳出差引残額は3億1,955万7,219円で、繰越財源4,838万8,000円を引き、実質収支額は2億7,116万9,219円となりました。

次に、歳入の説明のうち主なものを申し上げます。

町税の収入済額は18億930万1,000円で、前年度比1,295万円、0.7%の増収となりました。町民税は6億2,765万2,000円、固定資産税は10億8,661万7,000円、県税交付金は2億5,155万6,000円となりました。地方交付税は15億7,838万8,000円で、そのうち普通交付税は12億8,272万9,000円で500万円の増加、特別交付税は2億9,565万9,000円で1,549万円の増加となりました。

国庫支出金は5億4,731万2,000円、県支出金は3億1,970万2,000円となりました。

多賀町まちづくり応援寄附金、ふるさと納税で2億7,160万2,000円の収入となりました。

繰入金は1億9,255万3,000円、諸収入は3億1,965万4,000円となりました。

町債は3億9,161万3,000円で3,081万5,000円減少しました。自主財源は33億4,310万9,000円で、歳入全体の51.3%、依存財源は31億7,216万9,000円で48.7%となりました。

次に、歳出の説明のうち主なものを申し上げます。

議会費は支出済額7,077万3,000円となりました。

総務費は7億8,882万5,000円で、前年度より1億3,014万円増額となりました。一般管理費は、ふるさと納税が増加したことに伴う委託料の増額、特別定額給付費では、住民税非課税世帯等への給付金事業8,951万2,000円となりました。

財産管理費は、施設の維持管理や庁舎の電話交換機更新工事、公用車の購入費4,0

08万9,000円の支出です。

次に、集落活動推進費では、コミュニティ助成事業で490万円を助成したほか、引き続き、自主的な計画に基づく自治活動を支援するため、40集落に対し、まちづくり活動支援交付金の1,161万2,000円の交付です。

電子計算費では、6町行政情報システム共同利用料4,779万5,000円、公共交通対策費では、コミュニティバス運行対策として2,540万7,000円の補助金の支出です。

徴税費では、固定資産税の適正課税を図るため、航空写真撮影委託料に874万6,000円、修正申告等による過年度還付金で683万8,000円の支出です。

戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳システム改修に231万9,000円の支出です。

選挙費は、滋賀県議会議員選挙、多賀町長選挙、議会議員選挙の執行で1,870万3,000円の支出です。

民生費は20億9,035万円で、前年度比3億2,905万円の増となり、社会福祉費では、地域福祉計画策定委託料に220万円、物価高騰対策緊急支援補助金546万8,000円を6事業所に給付しました。国民健康保険特別会計に6,386万2,000円、介護保険事業特別会計に1億3,019万3,000円の繰り出しです。

障害者自立支援費では、障害者総合支援法に基づき、介護給付費1億4,152万7,000円など自立支援給付のほか、地域生活支援事業を実施した負担金等の支出です。福祉医療助成は、扶助費総額は5,681万5,000円で、前年度より429万6,000円の増額となりました。小中学生の子育て応援分は1,589万円で、348万円の増額となりました。

児童福祉費では14億5,207万円の支出です。子育て世帯生活支援特別給付金を56人に280万円、出産・子育て応援交付金を延べ193人に965万円の支給となっています。

保育所費および認定こども園費では6億1,760万2,000円、第3子以降の給食費の無償化を実施した。

認定こども園建設費では、久徳うぐいすこども園を竣工し、施設・保育備品の整備や旧園舎の解体、駐車場整備等5億7,111万3,000円の支出となっています。

衛生費は3億9,731万円で、4,844万5,000円の減額となりました。

保健事業費では、各種検診事業、予防接種事業等の実施に4,119万7,000円、コロナワクチン接種対策費では3,010万円減の3,600万8,000円の支出となっています。

総合福祉保健センター費では1,365万2,000円を支出し、施設の光熱費やメンテナンス費用、防火シャッターの修繕、カーテンの更新工事などです。

環境衛生費は2億29万2,000円で、ごみ収集業務委託料は5,208万7,000

0円、また燃えないごみと可燃ごみの処理に係る一部事務組合負担金は7,308万3,000円、し尿処理に係る一部事務組合負担金は5,207万5,000円となっております。

上水道費は、起債償還に係る水道事業会計への繰出金7,597万8,000円となっております。

農林水産業費は3億1,521万7,000円で、農業費は、農業用機械等導入支援事業に4件で800万円の補助、生産者団体への機械補助等に548万5,000円交付するとともに、物価高騰による農業経営への緩和対策として128農家に471万5,000円を交付した。農業集落排水事業特別会計に5,082万9,000円を繰り出します。

鳥獣害防止対策費は、ニホンザルの個体数調整業務委託料として189万2,000円を支出するとともに、集落獣害自営組織育成や小規模農地獣害対策補助で543万8,000円を交付した。

林業費は1億2,032万円、森林環境学習やまのこ事業を大滝山林組合に委託し、36校1,840名の小学4年生の児童を受け入れ、962万8,000円を支出した。高取山ふれあい公園施設維持補修工事に529万2,000円、狩猟費では、有害鳥獣駆除事業は1,485万1,000円、森林資源循環利用促進費では、間伐材を利用しお食い初めセットの作成に加え、新たに木組みの積み木「KUMINO」を作成した。地域再生事業では、地域おこし協力隊1名を委嘱し、林業事業者との連携を図った。

商工費は4,630万円で、ふるさと楽市の実施、原油価格高騰対策で、小規模事業者366万円の支出、住宅リフォーム促進事業補助金に48件726万6,000円、ライトアップ事業の実施に320万円支出した。

土木費は5億5,828万6,000円で、道路改良工事、急傾斜地崩壊対策工事を実施したほか、多賀町内外事業者14社に除雪を委託するとともに、職員除雪や集落除雪の3体制の除雪となり、除雪委託料に2,893万6,000円を支出した。また、通学路の危険箇所の把握に努め、交通安全対策工事に650万5,000円を支出、多賀スマートインターチェンジ整備事業では、中日本高速道路株式会社への工事負担金など1億2,596万円を支出した。

都市再生整備計画費では1億1,681万3,000円、結いの森公園整備工事に1億1,167万9,000円支出した。

消防費は1億8,140万4,000円で、彦根市消防へ委託している常備消防費は1億3,990万6,000円の支出です。集落の可搬式消防ポンプ整備に190万円、災害対策費では、災害備品費で94万9,000円を支出し、被災住宅修繕緊急支援事業補助金を307万3,000円交付した。

教育費は7億5,809万6,000円、給食費の第3子以降の無償化を実施、施設面では、多賀小学校において渡り廊下等改修工事、南校舎教室改修工事、放送設備更新、

大滝小学校では、グラウンド舗装工事を実施した。中学校では、体育館躯体柱塗装工事、防犯カメラ増設工事を実施した。

社会教育費は3億531万円、はたちの集いや町民のつどい、ささゆりコンサートなどを開催した。保健体育事業では、中学校の部活動の在り方を検討するとともに、町民モルック大会を開催した。

文化財保護費では、文化庁より認定を受けた多賀町文化財保存活用計画に基づき、社寺等美術工芸品基礎保存調査や普及交流事業を実施し、敏満寺石仏谷遺跡保存整備工事に467万9,000円、町指定文化財修理等補助金を大瀧神社、胡宮神社に1,505万6,000円を支出した。

海洋センター費では、体育館のLED化や屋根の修繕工事などに3,312万7,000円を支出した。

スポーツ公園費では、滝の宮スポーツ公園体育館の自動火災報知設備更新工事に352万円支出した。

あけぼのパーク多賀管理費では、高圧受変電設備修繕、電話交換設備更新、漏電箇所修繕などを実施した。

災害復旧費は、林道権現谷線・町道甲頭倉線等の災害復旧事業を行い580万7,000円を支出した。

公債費は4億6,822万5,000円で、前年度より3,325万5,000円減少した。

諸支出金では5億1,512万9,000円で2億7,320万円増加、財政調整基金に29万5,000円、減債基金に1,678万4,000円、社会福祉基金に1億円、まちづくり基金に1億3,531万2,000円、公共施設等維持管理基金に2億6,273万7,000円を積み立てた。

基金では、令和5年度末基金の合計額は19億4,041万4,130円となり、前年度より3億2,257万6,000円増加となった。地方債では、新規発行債は3億9,161万3,000円で、地方債残高は4,900万円減少し50億7,337万2,000円となった。

以上が令和5年度一般会計歳入歳出決算の説明の概要であります。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

会計室に関する事項についてです。コンビニ手数料について、1件の支払いはどうかとの質疑に対し、コンビニ手数料は月額5,500円であり、1件につき20円の支払いをしていますとの答弁がありました。

次に、議会事務局が所管する事項についてです。議会広報の印刷製本費についての質疑に対し、令和5年5月発行分については、前年度までの流れで随意契約としていましたが、残り3回分は一般競争入札を実施しました。年度途中の入札であったため1社のみの応札でしたが、費用につきましては抑えることができました。令和6年度について

も、一般競争入札により業者を選定しているとの答弁がありました。

総務課に関する事項についてです。福祉バス運行委託料について、令和5年度は175回稼働していて、前年度はコロナで少なかったと思うが、それでも同額になるのかとの質疑に対し、年度当初に一括で契約している。運行日数に応じて増減をかける契約になっていない。令和5年度については473万円で契約していますとの答弁がありました。

まちづくりふるさと納税2億7,000万円となっているが、今、米不足で多賀も返礼品の中に米がある。今後は増える見込みがあるのかとの質疑に対し、令和6年度も全国的にふるさと納税なら手に入るということで、米についても相当な応募があった。在庫が切れていたため、6年度に止めていた時期もあった。キリン製品が80%、米が10%、返礼品では3番目です。米についても増やしていきたいとの答弁がありました。

次に、シルバー人材センターの光熱水費を含む家賃はいくらかとの質疑に対し、当初から月5万円をもらっていたので、新しいところでも賃貸料は頂こうと思っている。シルバーにもらうのは町が支出した分の全額ではなく5万円を納めていただいている。残りは町が出していると答弁がありました。

次に、地域整備課に関する事項についてです。地籍調査で梨ノ木と多賀の進捗状況と多賀町全体についての状況はどうかとの質疑に対し、令和5年度で梨ノ木は5年目です。調査は令和8年度までに閲覧をし、9年以降に国へ認証を受けて登記が終了します。多賀地区は令和5年度が4年目を迎えました。車戸団地をはじめ306号より東側を中心に実施。今後は北小路から306号の琵琶湖側を実施する予定です。全体では水谷地域、富之尾地区と河内地区も終了しています。久徳地先で一部が不十分でしたので、登記は完結していませんとの答弁がありました。

萱原地区の急傾斜地対策事業はあとのくらいかかるのかとの質疑に対し、令和6年度で3年目であり、令和8年から9年までかかると聞いているとの答弁がありました。

次に、産業環境課に関する事項についてです。サル、シカ、イノシシの捕獲・駆除頭数はどうかとの質疑に対し、駆除数について、シカの成獣雌が376頭、シカの成獣雄が280頭、シカの幼獣が76頭、イノシシの成獣が20頭、サルの成獣が22頭、ハクビシンとアライグマ合わせて22頭ですとの答弁がありました。

駆除後の処理はどのようにしているのかとの質疑に対し、猟友会に委託しており、猟友会の方が解体や埋めるなどの処分をしていると聞いている。高取山ふれあい公園でジビエ加工について保健所から指導があった。個人で解体加工は聞いているが、新たに加工できる場所を整備できないかのご意見を頂いている。高取山ふれあい公園の施設を改修するのか、新たに施設を設けるのか議論している。高取山ふれあい公園は来年の7月に許可が終了するので、それまでに答えを出さないといけないとの答弁がありました。

特産品のシャインマスカットに対しての補助はどこから出ているのかとの質疑に対し、直接補助はビニールパイプハウス類の補助で、果樹を作られている場合の補助を出して

います。その他は、特産物振興連絡協議会として多賀ブドウクラブに資材を提供していただきますとの答弁がありました。

次に、企画課に関する事項について。結の森公園整備について、工期の遅れと経費についての質疑に対し、令和5年度繰越事業でしていたが、最後の工事がシンボル広場で町章がカラーコンクリート舗装での設計になっていたが、対応してもらうプラントが近くなかった。もう一つは、コンクリート舗装はひび割れ防止の目地施工が必要となり見栄えが悪いため、代替工法を検討し、最終的に色素を混入したカラーアスファルト舗装と白色のペイント工法を組み合わせ町章をデザインすることに決定するまでに日数を要し、7月末の竣工となった。その間の経費は鉄板を引いていたリース料が主で、そのほかは除草作業1回の経費ですとの答弁がありました。

次に、結婚新生活支援事業についての質疑に対し、結婚新生活支援事業は国のこども家庭庁の所管事業で、条件は夫婦ともに39歳以下で、夫婦所得合計が500万円以下であることが受給するための条件です。対象の経費は、多賀町の制度で引っ越し費用、家賃を対象にしており、合計30万円上限で支出する制度です。国制度は、これに加えて住宅取得の部分も補助対象になっている。町では若者定住で既に制度化しているので、国制度にはのらずに引っ越し費用と家賃補助についての制度化をして運用しているとの答弁がありました。

愛のりタクシー運行経費は国の補助金の計上はあるが、県の補助はないのかとの質疑に対し、滋賀県の公共交通補助金メニューの中に、コミュニティバスとデマンドタクシーの補助メニューもある。ただし、活性化協議会では、こちらを使うのではなく国の補助金を活用しておりますとの答弁がありました。

地域創生費について、地域おこし協力隊報償費3名分840万円、活動補助金600万円の支出となっているが、歳入項目は何かとの質疑に対し、地域おこし協力隊の費用は、補助金ではなく特別交付税の算定額となっているとの答弁がありました。

税務住民課に関する事項についてです。戸籍住民台帳費について、当初予算3,400万円、補正予算800万円で、支出は2,300万円となっている。400万円の不用額が出ているが、800万円の補正をしないといけなかったのかとの質疑に対し、補正予算の内容は、戸籍の振り仮名対応の国庫補助金に関わるもので、時期がかなり遅くてほとんどの額を繰越対応している。不用額が分かるまでに補正の手続をすることになりましたので、減額補正はできなかったとの答弁がありました。

航空写真撮影委託料についての質疑に対し、航空写真は課税資料にするため家屋の状況を撮らせていただくもので、課税の根拠資料となるものです。標準宅地状況図作成委託料は、評価替え等のときに標準地を見なす場合の地図を紙で作ったものとなります。航空写真は前回、平成29年に撮影しており、数年に1回予算計上して撮影しているとの答弁がありました。

次に、教育総務課・学校教育課に関する事項についてです。児童通学バス委託料の置

き去り防止装置についての質疑に対し、今回取り付けた装置は後部座席に行ってボタンを押すことでブザーが止まる装置になっています。後部座席まで目視を行って、最後にボタンを押すということで安全確認ができるということになっていますとの答弁がありました。

うぐいすこども園の経費についての質疑に対し、園の建築に係る建物新築分が7億1,654万円、解体と園庭の整備で9,787万円です。用地購入から町産木材の調達、設計、それから造成工事も行いました。解体、園庭整備とそれに係る管理で合計9億1,630万円の支出となっていますとの答弁がありました。

次に、区域外通学についての質疑に対し、令和5年度、町外から多賀町に通っている小中学生は多賀小学校に1名、大滝小学校に3名、多賀中学校に4名で、町外から通っている児童生徒は合わせて8名です。逆に町内から町外へ通っているのは小学生3名、中学生4名で合わせて7名になりますとの答弁がありました。

次に、生涯学習課に関する事項についてです。日置市訪問交流で参加者55人と聞いたが、具体的にどのような交流事業だったのかとの質疑に対し、55名は「はたちの集い」の出席者になります。「はたちの集い」は対象者78名で、そのうち55名が参加された。日置市の青少年の交流事業は、多賀町の小学5年生から中学2年生までの子ども8名が日置市に訪問した。知覧へ行ったり陶芸の体験などを行った。また、日置市の子どもが多賀町に来られて、12月末には逆に多賀町の子どもが日置市の子どもをもてなした。スキーやモルックの運営などの体験をした。多賀町の給食を日置市の子どもと引率者に味わっていただいたとの答弁がありました。

次に、ミュージアムグッズ販売についての質疑に対し、博物館のカウンターで販売している図書やアケボノゾウのクリアファイルの販売です。図書に関しては今まで多賀町で発行した調査の報告書の一部販売ですとの答弁がありました。

次に、福祉保健課に関する事項についてです。補聴器購入費用の上限はいくらかとの質疑に対し、補聴器購入補助金は費用の2分の1で、かつ上限が2万5,000円ですとの答弁がありました。

配食サービスにおける見守りに関する質疑に対し、基本的に配食弁当は手渡しです。利用者に顔を合わせて声をかけてお渡しをする。ただし、利用者が留守のときは所定の場所に置かせていただきます。回収をしてきたときに、弁当の残りがどの程度なのか状況を確認させてもらっています。悪くなり調子がおかしいとか不在の場合については、逐次地域包括支援センターに連絡が入り、対応していただいていますとの答弁がありました。

次に、コロナワクチン接種についての質疑に対し、令和6年度以降については定期接種となる。定期接種の対象者65歳以上の高齢者および60歳から64歳で重症化リスクの高い方が対象です。定期接種の対象となるこの方は多賀町からご案内をさせていただきます。それ以外の年齢の方は、インフルエンザの予防接種と同じですので、受けた

い方は病院へ行って任意で受けていただくこととなります。今年度からは、他の年齢の方には個別通知はさせていただけないこととなります。広報等で周知をさせていただきますとの答弁がありました。

以上の質疑を行った後、討論はなく、「認定第68号 令和5年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」採決を行い、認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 以上で総務常任委員長報告、産業建設常任委員長報告、予算特別委員長報告、決算特別委員長報告を終わります。

これより、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長、決算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は議場の時計で3時35分とします。

（午後 3時23分 休憩）

（午後 3時35分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 「議案第63号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第63号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第63号は、予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「認定第68号 令和5年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する決算特別委員長の報告は認定です。認定第68号は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第68号は、決算特別委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4 「認定第69号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第69号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第69号は、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5 「認定第70号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第70号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第70号は、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 「認定第71号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

8番、山口議員。

〔8番議員 山口久男君 登壇〕

○8番（山口久男君） ただいま議題となっております「認定第71号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対討論を行います。

75歳以上の高齢者は1,378人であり、前年度より41人増となっています。後期高齢者医療事業は広域連合のため、多賀町独自には保険料等は決めることはできませんが、令和5年度は9,000万円で歳入全体の73.9%を占めており、前年度より増えています。一方、医療費の総額は前年度比1.4%減、1人当たりの医療費も4.5%減となっています。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は2008年に導入されました。国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押しつける制度であります。所得の少ない高齢者への保険料軽減の特例措置も2019年10月から廃止さ

れました。現役世代の負担軽減を口実に、2022年10月1日からは75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担が2割になり、一定所得の高齢者は窓口負担が2倍になりました。1割から2割に引き上げられたのは単身で年収200万円以上の人で、決してゆとりのある金持ちではありません。医療費の窓口負担を倍増したことなどから受診抑制が起きていることが厚生労働省の調査でも明らかになっています。さらに、政府は敬老の日の前、今年の9月13日に75歳以上の後期高齢者医療費窓口3割負担の対象拡大を検討する方針を閣議決定しました。

高齢者は現役世代にも税・社会保険料の負担をしてきました。現役世代の保険料負担の上昇を抑制するためというのであれば、国庫負担こそ増やすべきであります。弱い者同士で負担を押しつけ合うような仕組みです。世代間の負担ではなく、大企業や富裕層を優遇している税制の改革であり、日本の防衛とは無縁の大軍拡予算の見直しで財源を確保すべきだと私は考えます。高齢者は長年、日本の経済、社会の発展に貢献をしてきました。

高齢になれば体が弱ってくるのは当然です。病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代です。負担を苦しめた受診抑制で重症化や手後れに至る深刻な事態も後を絶ちません。こうした負担増計画に、食費を削ったり、受診を我慢したり、薬を減らしてもらうしかないなどの切実な声を聞いています。通院を減らせば病気が悪化して、結果的には国の財政を圧迫してしまいます。

政府は、現役世代との負担の公平性、現役世代の負担の軽減と口述を並べています。しかし、現役世代もいずれは年を取る上に、既に親の医療費を肩代わりしている人もいます。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集め、負担増か給付減かを迫る制度の破綻はいよいよ明らかだと思えます。高齢者をお荷物扱いするこうした医療制度の廃止、医療費の負担増の見直しを求め、後期高齢者医療事業決算の認定についての討論といたします。

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は認定です。認定第71号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（菅森照雄君） 起立多数であります。よって、認定第71号は、総務常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 「認定第76号 令和5年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第76号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第76号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 「認定第77号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第77号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第77号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 「認定第78号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和5年度決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は、多賀町水道事業会計の利益の処分については可決、また令和5年度決算については認定です。認定第78号は、産業建設常任委員長の報告のとおり可決、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第78号は、産業建設常任委員長の報告のとおり可決、認定することに決定しました。

日程第10 「認定第79号 令和5年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第79号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、認定第79号は、産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第11 「議案第80号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第80号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第4号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。ただいま一般会計補正予算（第3号）の議決を頂いたところでございますが、早急に対応しなければならない事案が生じ、予算措置の必要が生じたので、第4号補正として追加の補正予算をお願いさせていただくものでございます。第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ780万円を追加し、歳入歳出58億2,035万4,000円とするものです。

それでは、補正内容につきまして、6ページ、歳入からご説明いたします。

50款国庫支出金では、地方創生臨時交付金として、住民税非課税世帯への給付事業に係る経費分を受け入れるもので、630万円を追加計上するものでございます。

75款繰越金は、町税過年度還付金に充当するもので、150万円を計上するものでございます。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

10款総務費、7目特別定額給付費では、国の施策として、物価高騰対策として実施します住民税非課税世帯等への給付金として、給付費1世帯当たり10万円、63世帯分、630万円の追加をお願いするものです。

次に、10目賦課徴収費では、住民税の修正申告、確定申告による過年度還付金として必要額150万円の追加をお願いするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第80号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第12 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第13 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会、議会改革特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

お諮りします。本定例会において議決されました議案等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付された案件は全て終了しました。

去る9月3日開会、本日までの25日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和6年9月第3回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時55分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 川 岸 真 喜

多賀町議会議員 木 下 茂 樹